

比治山大学ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人比治山学園就業規則（大学等の部）第20条の2第2項及び学校法人比治山学園就業規則（幼稚園の部）第20条の2第2項に基づくほか、ハラスメントの防止と、その対応について必要な事項を定めることにより、比治山大学及び比治山大学短期大学部及び比治山大学短期大学部附属幼稚園（以下「本学等」という。）において、学生、園児及び教職員（以下「構成員」という。）の基本的な人権を保障し、より良好な就学、就労、教育・研究及び学生・園児生活等（以下「就学・就労」という。）の環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、「セクシュアル・ハラスメント」及び「その他のハラスメント」をいう。

2 「セクシュアル・ハラスメント」とは、本学の構成員が、就学・就労の場において、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行うこと、及びこれによって、良好な就学・就労環境を害することをいう。

3 「その他のハラスメント」とは、前項以外のハラスメントで、本学の構成員が、就学・就労の場において、相手の意に反する不適切な言動を行うこと、及びこれによって、良好な就学・就労環境を害することをいう。

(防止及び啓発)

第3条 本学は、ハラスメントの防止、啓発のために、構成員に対して、この規程について、周知するとともに、必要な研修、啓発及び指導を行うものとする。

2 前項の周知、研修、啓発及び指導は、人権委員会が行う。

(相談体制)

第4条 本学におけるハラスメントをはじめとする人権問題（以下「ハラスメント等」という。）に関する相談への対応は、比治山大学ハラスメント等相談室（以下「相談室」という。）が行う。

2 相談室は、前項の相談に当たっては、被害を受けたとする者（以下「被害申立者」という。）及び行為者とされた者（以下「行為者」という。）のプライバシー及び人権に十分配慮し、指導、助言を行うとともに、必要に応じて、比治山大学ハラスメント等調査

会（以下「調査会」という。）の設置を学長に上申する。

（調査体制）

第5条 学長は、相談室から前条第2項の上申を受け、必要と認めるときは、調査会を設置する。

2 調査会は、学長が教職員の中から4名以上を指名して構成する。ただし、必要な場合は学外から専門家を加えることができる。

3 調査会は、被害申立者、行為者及びその他の関係者から公正な事情聴取等を行い、調査結果を速やかに学長へ報告するものとする。

4 調査会は、当該の事案に関する前項の報告をもって任務を終了する。

5 調査会の事務は、法人事務局総務課が行う。

（調査結果への対処）

第6条 学長は、前条第3項の報告により、ハラスメントの事実が確認された場合は、被害申立者の不利益の回復、環境の改善及び行為者に対する指導、注意等必要な措置を決定する。

2 学長は、前項の場合において、行為者が教職員で学校法人比治山学園就業規則（大学の部）第52条の規定に該当すると認められるときは理事長に上申し、行為者が学生でさらに審議が必要と認められるときは、学生委員会へとるべき措置について付託するものとする。

（告知及び異議申立て）

第7条 学長は、前条の決定について、被害申立者及び行為者に対し告知するものとする。

2 前項の告知に対して不服がある者は、学長に異議を申し立てることができる。

3 学長は、被害申立者に対して、適切な救済を速やかに行うものとする。

（事務）

第8条 この規程に係る事務は、法人事務局総務課が行う。ただし、相談室に係る事務は、法人事務局総務課とウェルネスセンターが協力して行う。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 学長及び教職員は、ハラスメントに対する苦情・相談の申し出や事実確認への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及びその対応等に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附 則（平成18年7月7日制定）

- 1 この規程は、平成18年7月7日から施行する。
- 2 「比治山大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する指針」（平成12年8月1日施行）は、この規程の施行期日をもって廃止する。

附 則（平成23年7月27日改正）

この規程は、平成23年7月27日から施行する。

附 則（平成24年3月27日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。